

学校において予防すべき感染症(学校感染症)への対応

- ◆ 登校を控えさせ医療機関による診断名・登校できない期間が確定したら必ず担任へ電話連絡してください
 - ◆ 「学校において予防すべき感染症(学校感染症)」に該当すれば『出席停止』 ※下表参照
- ※なお、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合には、その感染拡大を防ぐために必要があるときに限り校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることがあります
- ◆ 担任は「学校感染症に関する聞き取りシート」に聞き取り内容を転記し保健室に提出する
 - ◆ 「学校において予防すべき感染症(学校感染症)」に該当しなければ『欠席』
 - ◆ 「出席停止の基準」または「医師の見立て」に従って登校する際には、『医療機関の受診日時等の分かる資料』(レシート・薬袋等)および可能であれば『検査結果』の写しを提出してください

学校において予防すべき感染症(学校感染症)と出席停止の基準

分 類	病名	出席停止の基準
第 1 種	エボラ出血熱	治癒するまで
第 1 種	クリミア・コンゴ出血熱	治癒するまで
第 1 種	痘そう	治癒するまで
第 1 種	南米出血熱	治癒するまで
第 1 種	ペスト	治癒するまで
第 1 種	マールブルグ病	治癒するまで
第 1 種	ラッサ熱	治癒するまで
第 1 種	急性灰白髄炎(ポリオ)	治癒するまで
第 1 種	ジフテリア	治癒するまで
第 1 種	重症急性呼吸器症候群(SARS)	治癒するまで
第 1 種	中東呼吸器症候群(MERS)	治癒するまで
第 1 種	鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ	発症後(発熱の翌日を 1 日目)5 日 かつ 解熱後 2 日が経過するまで
第 2 種	百日咳	特有の咳が消失するまで または 5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
第 2 種	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
第 2 種	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過 かつ 全身状態が良好となるまで
第 2 種	風しん	発疹が消失するまで
第 2 種	水痘(みずぼうそう)	すべての痂皮化するまで
第 2 種	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
第 2 種	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日 かつ 症状が軽快した(解熱剤を使用せずに解熱し呼吸器症状が改善傾向)後 1 日経過するまで
第 2 種	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第 2 種	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第 3 種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第 3 種	細菌性赤痢	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第 3 種	流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで